

**「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現に向けた提案・要望  
重点政策に関する提案・要望**

**I 経済の再生に向けた提案・要望**

# 通商産業政策の地方分権化

要望先：内閣府・総務省・農林水産省・林野庁  
経済産業省・資源エネルギー庁  
国土交通省・環境省

県担当課：産業労働政策課・農業政策課  
環境政策課

日本が活力を取り戻すためには、経済の再生が最優先課題である。これまで通商産業政策については、国が主体となって進められてきたが、少子高齢化やグローバル化が進む中、都道府県がより主体的・積極的に取り組み、施策を展開する「通商産業政策の地方分権化」を進める必要がある。

## 1 中小企業支援等の地方への移譲

内閣府・経済産業省

中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務については、中小企業と距離が近い地方に移譲すること。

### ◆現状・課題

- ・ 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。
- ・ このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。
- ・ 全国知事会では、経済産業局の中小企業支援等の事務については、地方への事務移譲を早期に進めるべきと主張してきたが、国は、国が先導的役割を担うべきこと、全国的視点から国の重点施策に合致した提案を採択することが必要、都道府県単位では専門の人材や十分な事務量を確保できず非効率、全国どの地域においても統一的な事務処理がされる必要がある、全国レベルの先端的モデル事業の支援が必要等の理由から、地方への移譲はできないと主張している。
- ・ 地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

### ◆提案・要望の具体的内容

現在、経済産業局が行っている中小企業支援等の事務・権限を都道府県に移譲すること。

[移譲事務の例]

- ・ 精密加工や表面処理等の中小企業の技術分野の向上につながる取組
- ・ 地域住民のニーズに応じて行う商店街活性化の取組
- ・ 小規模事業者が商工会議所・商工会と一体となって取り組む販路開拓など

2ha超4ha以下の農地転用許可の際行うこととされている知事から農林水産大臣への協議を廃止すること。

また、4ha超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から都道府県知事に移譲すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 2ha超4ha以下の農地転用許可については、都道府県知事から農林水産大臣への協議制とされている。このため、県で審査を行った後で国において再度同様の協議を行うなど、二重行政の状態となっており、事業者の事務的な負担が大きいとともに、審査期間が長期化している
- ・ 4ha超の農地転用は農林水産大臣許可となっているため、自治体がつも他法令許可等との確認・調整作業に多くの時間を要し、審査期間が長期化している。
- ・ 県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、大臣許可案件の調整を24件、2ha超4ha以下の知事許可案件を28件処理しており、権限の移譲を受けても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。
- ・ 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ スピードを重視する企業ニーズに対応し、優良農地の確保と地域経済の活性化を両立させるために、2ha超4ha以下の農地転用については農林水産大臣協議を廃止すること。
- ・ また、4ha超の農地転用許可の権限を都道府県知事に移譲すること。  
ただし、優良農地の確保の重要性を考慮すると、国レベルの視点からの考察も必要と思われるため、地方自治法第245条の5に規定する是正の要求の対象に2ha超の案件も含まれるよう農地法第59条を改正するなど、国が関与する権限を留保すること。

総務省・農林水産省・林野庁・経済産業省  
資源エネルギー庁・国土交通省・環境省

地域におけるエネルギーの自立性を高めるため、分散型エネルギーシステムの核となるコージェネレーションシステム、バイオマスのエネルギー利用などの技術開発を促進すること。また、地方公共団体による分散型エネルギー社会構築のための取組を支援すること。

究極の低炭素分散型エネルギー社会を目指し、燃料電池等を活用する水素エネルギーの取組も支援すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 地域の特性をいかした分散型エネルギー社会の構築は、エネルギーの安定供給を確保するとともに地域に新しい産業を起こし地域活性化にもつながる重要な政策課題である。
- ・ コージェネレーションシステム（電熱併給システム）は、分散型エネルギーシステムの一つとして、災害時の自立電源の確保や節電・電力ピーク対策に貢献するが、イニシャルコスト等が大きいため、特に中小規模事業所においては、導入が進んでいない状況にある。
- ・ 廃棄物をエネルギー資源として活用するバイオガス化事業については、国の補助による技術開発も行われているものの施設整備費用が多額にのぼるほか、廃棄物の分別収集の徹底が必要になることから、自治体においては導入が拡大していない状況にある。
- ・ 水素エネルギー社会の家庭部門における先駆けとなることを目指し、平成21年に家庭用燃料電池「エネファーム」が市場投入され、平成32年に140万台、平成42年に530万台の導入目標が設定されている。しかし、設置費用が高額である等の理由から、平成25年度末の段階で未だ6万台の設置にとどまっている。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ コージェネレーションシステム普及の課題であるイニシャルコスト及びランニングコストの更なる低減のための技術開発やシステムを導入する中小企業に対する支援を拡充すること。
- ・ コージェネレーションシステムの余剰電力の売電制度を創設するなど、エネルギーの地産地消を進めるための新たな制度の導入を検討すること。
- ・ 廃棄物を対象としたバイオガス化事業は、災害時の電源確保やCO<sub>2</sub>削減など導入効果が大きいことから、自治体における取組を加速する必要がある。バイオガス化施設整備は循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の範囲に含まれているが、ガス貯留施設や発電施設なども補助対象とするほか、交付率のかさ上げなど財政的支援を拡充すること。
- ・ 下水汚泥等のバイオマスエネルギーを普及・拡大していくためには、技術開発レベルや経済性などの観点から、事業手法や投資価値等の検証を行う必要がある。そのため、事業化可能性調査や事業化のための実証等について財政的支援を行うこと。
- ・ 「エネファーム」の普及に向けて、更なる低コスト化と発電効率の向上など研究開発を支援するとともに、設置者に対する財政的支援を拡充すること。

# 規制改革

要望先：内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁  
総務省・消防庁・財務省・経済産業省  
資源エネルギー庁・特許庁  
国土交通省・環境省

県担当課：改革推進課・環境政策課  
温暖化対策課・産業労働政策課

規制改革は、地域経済を活性化し日本経済を持続的成長路線にのせるカギである。地域の実情や課題に精通した地方から積極的な提言等を行い、企業活動等の支障になっている規制を打ち破り、企業等の創意工夫を引き出し経済活動を押し進めていく。

## 4 地域からの経済成長を産み出すための構造改革特区制度の推進

内閣府・総務省・財務省等各府省

地域からの提案に基づいて大胆な規制緩和を行い、地域の活性化や経済成長を産み出していくため、構造改革特区制度を強力に推進すること。

制度運営に当たっては、地域の提案する規制改革を最大限に尊重し、規制の特例措置を大幅に拡充させること。

構造改革特区における規制緩和提案への対応に当たっては、関係する府省や自治体、有識者等が公開の場で議論を行うなど地方の意見を十分に反映できる仕組みをつくること。

### ◆現状・課題

- ・ 構造改革特区制度は、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げている実情にそぐわない国の規制を、地域を限定して緩和等することにより地域を活性化させることを目的として平成14年に創設された。
- ・ 地方公共団体等は内閣府を通じて関係省庁に規制改革の提案を行い、国は特区で実施する規制改革の項目（特区メニュー）を決定する。
- ・ 規制改革の項目決定後、地方公共団体は国に特区申請を行う。
- ・ 特区で実施する規制改革の項目となるためには、関係省庁の了承が不可欠であること等から、採用率が極めて低い状況となっている。

### ○提案の採用状況等

全 国			埼 玉 県		
提案数	うち特区等に対応	採用率	提案数	うち特区等に対応	採用率
(a)	(b)	(b/a)	(a)	(b)	(b/a)
5,270	770	14.6%	38	12	31.6%

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地方公共団体等が行う規制改革の提案を政治主導で積極的に実現すること。

新規上場の負担を軽減するために、新規上場に伴い必要とされる財務諸表等の提出書類を軽減すること。

### ◆現状・課題

- ・ 金融商品取引所に株式を新規上場しようとする企業は、上場時の募集・売出しに必要な有価証券届出書において、過去5事業年度分の財務諸表の記載が求められている。うち、過去2事業年度分については公認会計士の監査が必要である。
- ・ また、新規上場後には各事業年度ごとに、公認会計士による監査を受けた内部統制報告書の提出が必要となっている。
- ・ こうした書類の提出に係る負担は、規模の小さい新興企業にとっては重く、新規上場をためらう要因となっている。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 新規上場の負担を軽減するため、新規上場時の有価証券届出書に記載する財務諸表について、監査済みの過去2事業年度分のみ求めることとすること。
- ・ また、新規上場後の内部統制報告書の提出については、3年間は監査義務を免除すること。
- ・ ただし、市場や社会への影響が大きい一定規模以上の企業については、内部統制報告書に係る監査義務免除の対象外とすること。

## 6 地域ブランドを促進するための商標出願人の拡大 【新規】

特許庁

高い付加価値が期待される地域ブランドづくりを促進するため、ブランドづくりに取り組む商工会議所等の団体を地域団体商標の出願人に追加すること。

### ◆現状・課題

- ・ 近年、高い付加価値が期待される地域ブランドづくりに取り組む商工会議所・商工会が増えている。
  - ・ しかし、地域ブランドを保護する地域団体商標登録に係る出願人は、現行法では以下の①～③の要件を満たした組合に限られており、商工会議所・商工会は認められていない。(登録を申請する場合は、新たに事業協同組合等を設立する必要がある。)
- ① 法人格を有すること
  - ② 事業協同組合等の特別の法律により設立された組合であること
  - ③ 設立根拠法で構成員資格者の加入の自由が保障されていること
- ・ 平成26年4月8日現在、全国の登録件数は566件あるが、そのうち埼玉県登録件数は5件にとどまっている。

[埼玉県の商標登録案件]

- 「岩槻人形 (いわつきにんぎょう)」、「草加せんべい (そうかせんべい)」、「武州正藍染 (ぶしゅうしょうあいぞめ)」、「西川材 (にしかわざい)」、「江戸木目込人形 (えどきめこみにんぎょう)」
- ・ そこで、地域団体商標登録の出願人を商工会議所・商工会に拡充して積極的な登録を促進し、地域経済の活性化につなげていく必要がある。
- ・ 要望の実現により、商工会議所・商工会が普及を推進しているB級グルメやご当地グルメなどの登録において出願人になることが可能となり、積極的な登録・地域ブランドづくりの推進が期待できる。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地域団体商標登録の出願人に商工会議所及び商工会を追加すること。

内閣府・総務省・消防庁・経済産業省  
資源エネルギー庁・国土交通省・環境省

新たなエネルギー媒体として期待される水素について、十分な安全性を確保しつつ、規制緩和を早急に進めること。また、技術開発及びインフラ整備に対する財政支援を拡充すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 究極のクリーンエネルギーである水素を本格的に利活用する「水素社会」の実現に向けて、燃料電池自動車の普及など具体的な取組みを加速させていかなければならない。
- ・ 平成27年、大手自動車メーカーにより燃料電池自動車が一般市場に投入される見込みである。燃料となる水素については、平成25年度から首都圏をはじめとする4大都市圏で民間主導により商用水素スタンドの整備が進められている。  
しかし、高圧ガス保安法や消防法をはじめとする規制が水素スタンド整備のコストを過大なものにしており、整備の遅れが懸念されている。
- ・ 燃料電池自動車は低炭素モビリティとしての価値だけでなく、外部給電機能を持つことから災害時等における移動式の電源としての活用も期待されるが、車体価格が極めて高額であることから、一般家庭への普及には時間がかかる状況である。
- ・ 一般に、燃料電池の発電効率は、化石燃料の改質で製造する水素ではない「純水素」を使うことで更に向上する。しかし、高圧ガス保安法等の規制により、純水素の供給拠点となる水素貯蔵所と水素パイプラインの整備は大変困難な状況にある。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 商用水素スタンドの整備に当たっては十分な安全性の確保を前提に、高圧ガス保安法等の法規制について欧米レベルを目安とする緩和を早急に実現するとともに、水素供給インフラ整備に対する財政的支援を拡充すること。
- ・ 外部給電に係る電気事業法等の規制について必要な緩和を行うとともに、国において防災基本計画等での位置付けを明確にすること。都市防災インフラの1つとして導入を進める地方公共団体に対して財政的支援を行うこと。また、燃料電池自動車の購入に対する財政的支援を行うこと。
- ・ 「純水素」を活用できる環境を作るため、高圧ガス保安法等に対する必要な規制緩和を行うとともに、水素パイプライン等の供給インフラの整備に係る技術実証の取組を支援すること。
- ・ 製造・貯蔵・輸送等に係る技術や固体酸化物型などの発電効率の高い次世代型燃料電池に係る技術の開発に対する財政的支援を行うこと。



## 8 次世代自動車等の普及に向けた規制改革等の推進

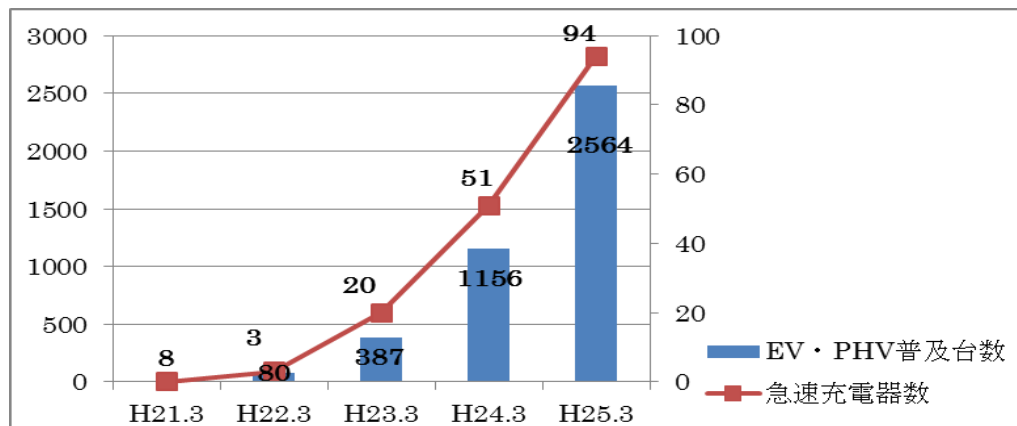
経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省・警察庁

電気自動車等の普及を加速するため、車両購入者への支援策の拡充や充電インフラ等の整備を推進するとともに、燃料電池自動車などの新たな車両の普及を円滑に進めるなど、規制緩和や制度見直しを始めとした総合的な対策を一層進めること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県の二酸化炭素排出量の約4分の1が自動車からの排出であることから、二酸化炭素の排出が少ない次世代自動車の普及が必要である。
- ・ 国は平成24年度補正予算で電気自動車等の充電インフラ整備として、1,000億円超の補助事業を創設し、募集期間も当初予定から1年間延長し平成27年2月までとした。
- ・ また、電気自動車等の購入補助については、平成26年度予算で300億円規模を維持し、自動車メーカーに対し価格低減のインセンティブを与えるよう制度を見直した。
- ・ 自動車関係税制については、消費税率改定に伴う自動車取得税や自動車税の抜本的見直しや、環境性能に応じた車体課税のあり方について検討が進められている。
- ・ 究極のエコカーと期待される燃料電池自動車が、平成27年に市場投入される見込みである。平成25年度から、燃料となる水素の商用スタンド整備が進められているが、高圧ガス保安法や消防法を始めとする法規制がインフラ整備コストに大きな影響を及ぼしており、整備の遅れが懸念されている。

[県内の電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）及び急速充電器の普及状況]



◆提案・要望の具体的内容

○電気自動車等の普及推進

- ①同一敷地内における複数の電気需給契約に関する電気事業法特別措置の適用範囲を急速充電器のみではなく普通充電器へも拡大すること。
- ②電気自動車等用充電器の需要が大きく見込まれる都市公園等への設置をより一層進めるため、電気自動車等用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けるなどの法整備をすること。
- ③電気自動車等の購入及び充電インフラ整備のための補助等の支援制度を継続・拡大すること。

○燃料電池自動車の普及推進

- ①十分な安全性の確認を前提に、高圧ガス保安法などの法令について、欧米並みの規制レベルへの緩和を早急に実現すること。
- ②商用スタンドの整備に対する財政的支援を拡充すること。
- ③燃料電池自動車の購入に対する財政的支援を行うこと。